



特定非営利活動法人生態教育センター 臨時理事会 議事録

1. 日 時 令和3年7月8日 午後2時00分～午後2時30分
1. 場 所 東京都東村山市栄町2-28-5 小河原ビル3F
生態計画研究所 会議室
1. 理事総数 7名
出席理事数 7名 (小河原孝生、福井草一、奇二正彦、芝原達也、神藤淳宏、
古井亮太、難波亜希子)
1. 審議事項 第1号議案 理事長及び副理事長の選定について
1. 議事の経過の概要及び議決の結果
理事長より、総会にて選定された理事総数7名の内、書面表決を含み7名の出席を得たので、理事会が成立したことを報告し、定款の規定により議長に就任した。
- 第1号議案 理事長及び副理事長の選定に関する件
議長は、定款第13条の規定に基づき、理事長1名、副理事長2名を選定したい旨を述べ、議場に諮ったところ、全員一致をもって、下記の者が選定された。なお、被選定者は、その就任を承諾した。
- 理 事 長 小河原孝生
副理事長 福井草一
副理事長 芝原達也
1. 議事録署名人の選任に関する事項
議長より、議事録署名人として、議長の他に神藤淳宏及び難波亜希子を推薦する発議があり、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認された。
議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、午後2時30分閉会した。

以上の議事の経過の概要及び議決の結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長並びに議事録署名人が記名押印する。

令和3年7月8日

議事録署名人 小河原孝生



議事録署名人 神藤淳宏



同 難波亞希子



アリーナ新潟の運営規則の変更申請、審議会第1回申論審査会

本件はアリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手続

アリーナ新潟の運営規則の変更申請の実施規則、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手続

アリーナ新潟小見津町

争議點・要請事項

審議会第1回申論審査会

アリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手續

アリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手續

アリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手續

アリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手續

アリーナ新潟の運営規則の変更申請について、審議会第1回申論審査会にて審議されたものである。内閣府の監修式規則を踏襲する形で、主に運営規則の変更申請の手續